

船舶事故調査報告書

平成28年10月27日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成27年8月16日 11時15分ごろ
発生場所	和歌山県和歌山市沖ノ島南方沖 友ヶ島灯台から真方位155° 2.2海里付近 (概位 北緯34° 14.9′ 東経135° 01.1′)
事故の概要	プレジャーボート <sup>ことぶき</sup> 寿丸は、航行中、また、プレジャーボート <sup>てる</sup> 照丸は、漂流中、両船が衝突した。
事故調査の経過	平成27年9月3日、主管調査官（神戸事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A プレジャーボート 寿丸、5トン未満（長さ9.10m） 252-7922和歌山、個人所有 B プレジャーボート 照丸、5トン未満（長さ5.41m） 242-22898和歌山、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊 B 船長B、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 左舷船首部に擦過傷 B 右舷船尾部に亀裂
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	A船は、航行中であった。 B船は、北に流されては南に潮上りすることを繰り返し、船首を南に向けていたところ、船尾方にA船を認めた。 船長Bは、A船との衝突の危険はないものと思い、潮上りした後、漂流して釣りをしていたところ、B船に接近してくるA船を右舷船尾方約10°に認めた。 船長Bは、A船がB船から約20mのところ急に増速したのを見て大声で叫び、機関のクラッチを入れ、左に舵を切ったが間に合わず、B船とA船とが衝突した。
分析	A船は、航行中、B船と衝突したものと考えられるが、船長Aから情報が得られなかったため、衝突に至った状況を明らかにすることはできなかった。 B船は、流し釣りをして漂流中、船長Bが、見張りを適切に行っていなかったことから、衝突を避けるための動作が遅れ、A船と衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、A船が航行中、B船が漂流中、両船が衝突したものと考

	えられる。
<b>参考</b>	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ 常時適切な見張りを行うこと。